

～障害福祉サービス等の利用者負担額がある方へ～

高額障害福祉サービス等給付費（サービス利用料の償還）のご案内

制度の内容

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、障がい者支援課又は最寄りの市民センターで申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額障害児入所給付費」又は「高額障害児通所給付費」として払い戻しされます。

【世帯の範囲】

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳は除く)	障がいのある人(本人)とその配偶者
18歳未満の障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	住民票上の世帯

【合算の対象となるサービス利用料】

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

- 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など
- 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
(例) 居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など
- 補装具費の利用者負担額
- 児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」のサービスの利用者負担額
(例) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など

支給される償還額

世帯のサービス利用料(利用者負担額)の合計と**基準額との差額**が支給されます。

【基準額】 **37,200円**

ただし、次の場合は、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。

- ① 1人の障がい児が2つの受給者証でサービスを受けている場合
- ② 障がい児の兄弟がそれぞれサービスを受けている場合

(参考) 市民税所得割28万円未満の世帯における利用者負担上限月額

- ★在宅・通所系サービスを利用する場合・・・4,600円
- ★入所系サービスを利用する場合・・・・・・9,300円

償還事例

※あくまで事例ですので、これ以外でも対象になる場合があります。
※対象になるか迷ったときは、ご相談ください。

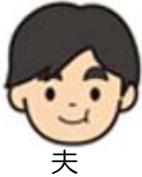
★例1：1人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合 (基準額=37,200円)



【障害福祉サービス】利用者負担月額：30,000円
→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など
【介護保険サービス】利用者負担月額：20,000円
→訪問介護、訪問看護、通所リハ、訪問入浴、福祉用具貸与など

【世帯の利用者負担月額の合計】30,000円+20,000円=50,000円
【償還される金額】50,000円-37,200円=12,800円

★例2：世帯内に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合 (基準額=37,200円)



夫



【障害福祉サービス】利用者負担月額：30,000円
→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など



妻



【障害福祉サービス】利用者負担月額：20,000円
→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

【世帯の利用者負担月額の合計】30,000円+20,000円=50,000円
【償還される金額】50,000円-37,200円=12,800円

★例3：1人の障がい児が、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合 (基準額=4,600円)



【障害福祉サービス】利用者負担月額：3,000円
→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など
【児童福祉法のサービス】利用者負担月額 4,600円
→障害児通所支援、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担月額の合計】3,000円+4,600円=7,600円
【償還される金額】7,600円-4,600円=3,000円

★例4：障がい児のきょうだいが、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合
 (基準額=4,600円) (補装具費の支給なし)



【障害福祉サービス】利用者負担月額：3,000円
 →居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など



【児童福祉法のサービス】利用者負担月額 4,600円
 →障害児通所支援、障害児入所支援など



【児童福祉法のサービス】利用者負担月額 3,000円
 →障害児通所支援、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担月額の合計】3,000円+4,600円+3,000円=10,600円
 【償還される金額】10,600円-4,600円=6,000円

★例5：障がい児のきょうだいが、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合
 (基準額=37,200円) (補装具費の支給あり)

※補装具費の支給がある月は、補装具費の上限額が適用されます。



【障害福祉サービス】利用者負担月額：3,000円
 →居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など



【児童福祉法のサービス】利用者負担月額 4,600円
 →障害児通所支援、障害児入所支援など



【児童福祉法のサービス】利用者負担月額 3,000円
 →障害児通所支援、障害児入所支援など



【補装具の支給】利用者負担月額 30,000円
 →車いすの支給など

【世帯の利用者負担月額の合計】3,000円+4,600円+3,000円+30,000円
 =40,600円
 【償還される金額】40,600円-37,200円=3,400円

手続きについて

サービスの支給決定を受けている市役所障がい者支援課又は最寄りの支所市民福祉課の窓口に、次のものを持参し申請してください。申請内容に不備がない場合には、概ね1～2ヶ月後に指定された口座へ振り込みます。

【持参していただくもの】

① 印鑑（認印で可、シャチハタは不可）	振込先が同じ場合は、世帯に一つで構いません。
② 預貯金通帳	受給者又は合算対象の世帯員のもの
③ 領収書	利用しているサービスすべての領収書。提出がないものは合算対象になりません。利用者負担（1割負担分）と、食費や活動費等のサービスの対象にならない実費負担分の内訳がわかるものをご提出下さい。
④ 受給者証	障害福祉サービスの受給者証又は障害児通所給付費・入所給付費の受給者証。受給しているサービスすべてのものがが必要です。
⑤ 補装具費支給決定通知書	補装具費の支給を受けている場合に必要です。
⑥ 高額介護サービス費支給決定通知書	介護保険サービスを利用して、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ、必要です。

よくあるご質問



Q1：申請書はどこにありますか？

A1：市役所障がい者支援課又は最寄りの市民センターにありますので、申請手続きの際に記入してください。

Q2：申請時には、領収書を添付することになっているが、返してもらうことはできますか？

A2：市役所の窓口で、申請済の受付印を押印し、コピーをとった後でお返しすることができます。

Q3：領収書をなくしてしまいましたが、申請できますか？

A3：利用者負担額として支払った額の確認ができないため、事業所へ再発行を依頼してください。再発行できない場合は、領収の事実があったことを証する書面を、事業所から発行してもらってください。なお、利用者負担額の確認がとれたもののみ合算の対象となります。（領収書等を紛失している分については、利用者負担額の合計に含まれません）

Q4：6月に補装具費の申請をして、8月に決定されました。毎月、通園を利用しています。補装具費と通園、いつの分が合算されますか？

A4：8月分が合算対象になります。補装具費の決定月（決定通知書の右上の日付の月）と他のサービスの利用月が合算の対象になります。



Q5：夫が介護保険サービスを利用して、妻が障害福祉サービスのみを利用しています。利用者負担額を合算できますか？

A5：障害福祉サービス等と介護保険サービスを利用している人が別の場合は、合算対象になりません。

（対象外の例）

- ①Aさん：介護保険サービスのみ + Bさん：障害福祉サービスのみ
- ②Cさん：介護保険サービスのみ + Dさん：補装具費の支給のみ

Q6：母親（障がい者）が障害福祉サービスを利用し、その子ども（障がい児）が補装具費の支給を受けた場合は、利用者負担額の合算対象になりますか？

A6：対象となります。（子どもの支給決定者は保護者となるため、母親の障害福祉サービス費の利用者負担額と子どもの補装具費との合算となります。）

Q7：申請するのを忘れていました。何年前の分まで申請できますか？

A7：5年前の分（サービスの利用月から6ヶ月間）まで申請できます。
お早めに市役所障がい者支援課又は最寄りの市民センターにご相談ください。

お問合せ先

唐津市役所障がい者支援課又は最寄りの市民センターへお問合せ下さい。

連絡先	電話番号	FAX	連絡先	電話番号	FAX
本庁障がい者支援課	72-9150	72-9178	肥前市民センター	53-7144	54-2521
浜玉市民センター	53-7104	70-5838	鎮西市民センター	53-7154	82-5337
巖木市民センター	53-7114	63-3120	呼子市民センター	53-7164	82-4064
相知市民センター	53-7124	62-2573	七山市民センター	53-7174	58-2071
北波多市民センター	53-7134	64-3116			